

第十三回国会 郵政委員会 議 録 第十二号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

委員 飯塚 定輔君

委員 石原 登君

委員 坪川 信三君

委員 降旗 徳弥君

委員 宮原 幸三郎君

委員 推熊 三郎君

委員 田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

出席府委員

郵政事務次官 寺本 斎君

郵政事務官(郵務局長) 松井 一郎君

郵政事務官(簡易保険局長) 白根 玉喜君

委員外の出席者

郵政事務次官 大野 勝三君

専門員 稲田 稔君

専門員 山戸 利生君

四月二十一日

委員山本猛夫君辞任につき、その補欠として中野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員橋直治君、中野武雄君、森下孝君、三木武夫君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として平島良一君、山本猛夫君、石原登君、推熊三郎君及び石川金次郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月十五日

長田山添地内に無集配特定郵便局設置の請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二一八〇号)

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二一八一号)

同外二件(植原悦二郎君紹介)(第二一八二号)

同外二件(小林運美君紹介)(第二一八三号)

同(松木弘君紹介)(第二二〇九号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二一〇号)

同(今村忠助君紹介)(第二二三八号)

赤穂町福岡地区に無集配特定郵便局設置の請願(今村忠助君紹介)(第二二二九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十六日

簡易保険及び郵便年金の積立金運用に関する陳情書外一件(長野県町村会会長小出一男外一名)(第一三六三号)

同外四件(新潟県南蒲原郡中之島村長小柳三郎次外四名)(第一三六四号)

同(佐賀県議会議長田中虎登)(第一三六五号)

簡易保険積立金独立運用再開反対の陳情書外八件(愛知県知事多田西浦町長久田慶三外十三名)(第一三六六号)

同外一件(三重県志摩郡和具町長浜口吉五郎外三名)(第一三六七号)

同(広島県議会議長梅山袖四郎)(第一三六八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出第二六一号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。田代文久君。

○田代委員 これは結局根本的に申しまして、日本の郵政事業がアメリカのために非常に強力に侵犯されるといふところに大問題があるわけなんです。が、まずその真相をはつきりさせる前に、現在郵政関係の事業が大体どういふ実情で占領軍に利用されているか、また大体どこにアメリカ関係の事業の郵政局をつくらうとしておるかという、その実情をまず御説明願いたいと思います。

○松井政府委員 御承知のごとく、現在もアメリカ軍の駐在に伴いまして、アメリカ関係の軍事郵便局というものは、部隊のあるところには必ず置かれておる実情になっております。しかし

これは軍の問題でありますから、どこにあるというのをここで申し上げるのは、また私自身も必ずしもはつきり知っておるわけではございませんから、その点に對するお答えは差控えておいていただきたいと思います。ただ向うが軍事郵便局を置きまして、運営しているというだけでは申し上げてさしつかえないと思います。

○田代委員 そういふばかな答弁はないと私は思う。大体日本の郵政事業、しかもそれがとにかく外国人によつて利用されるという実情にある場合に、どこでこれが利用されておるか知らぬ、どこにあるか政府當局自身がわからないといふばかたことがあります。はつきり答弁願いたいと思います。

○大野説明員 ちよつとただいまの答弁に、私補足を加えさせていただきますのであります。お尋ねの趣旨は、日本の郵政の機關を現在どういふふうに進駐軍が利用しておるかというふうな趣旨のお尋ねであつたと思ふのですが、そういうものは現在ございません。日本現在の郵政機關は、日本の国民の方々が利用されるだけであつて、進駐軍関係の利用に供しているというものはございません。

○田代委員 そうすると、将来はどうです。つまりこの法律がその点を大体明示していると思うのですが、将来アメリカがどこにそういうアメリカ専用の郵政局をつくらう、そしてどういふ特権を持つてこれを利用するか。そう

いう点がはつきりわからなければ、この法案に對して賛成するとか、反対するとかいうことは私はできないと思ふ。私の尋ねていることはそれであつて、また私が尋ねるまでもなく、政府はまずそれを説明してくださらないければはつきりしないと思ふ。

○松井政府委員 私の方の施設を直接利用するようなことは、どこまでも向う自身の軍事郵便局の問題でありますから、将来も起ることはないと思ひます。

○田代委員 だから、それを大体どこどこに向うは置かうと思ふのか。少くとも向うは、これで見ますように、これを運営する權利を有する、義務を有するといふことは一つも言っていない。だから權利は日本のわれわれが向うに無條件に提供するというのです。だから提供する場合に、これがとにかくどういふ形で提供するものであるかというところを知らなければ、私たちは納得行かないのです。

○松井政府委員 軍事郵便局の性質からいたしまして、軍の駐在するところに置かれることであることは当然であります。軍のいないところに軍事郵便局を置かれることはないと思ひます。従つて軍がどこに置かれるかということとは、私も今ははつきりそれを知つていないわけじゃないと思ひます。

○田代委員 ところが私たちがそれが知りたいのです。つまり日本のどこどこに駐在するかということですが、それはスパイになるじやないか」と

呼ぶ者あり。じようだんじやない。これは日本の国内です。だから少くとも郵政省としてはどこどこにこれをおつくりになるか、どこですかということ、政府は少くとも聞く必要がある。それを聞くこともなくしてこういうことをやっておるのですか。

○松井政府委員 郵政省がつくるわけじやございせんので、これは向うさんがおつくりになりますし、また軍の性質上、そういうものは固定しておらないのであります。必ず時と必要によつていろいろ移動する問題が起つて来ると思ひます。従つて今ここでどこどこというふうなことを、私どもからお話する限りじやないと思ひます。

○田代委員 お話する限りじやないといつて、移動するならお見当がつくだろうと思ふ。それから現在も大体どこどこにどういふあれがあつて、そして大体将来どういふことになりましようというところのことがわからず、こういう法案を提出してどうします。まづたつたそれはアメリカの代弁者じやないですか。少くとも日本の政治をやり、郵政事業を預かる者がそういうふうな答弁だつたら、日本の国民は満足できますか。(「わからぬものはわからないじやないか」と呼ぶ者あり) わからぬといつても、これははつきりしてもらわなければ審議ができません。(「軍艦はどこどこに置くか、そんなこと郵政省がわかるか」と呼ぶ者あり) あなたに言つてゐるのではない。

なおお聞きしますが、少くとも政府は、どうなるか、また将来どうなりましかつたかというふうなことを聞く権利はあるのじやないですか。それはできませんか。初めからそれをやつてないと思ふ。なぜやらないか。少くとも日本の国民だ。われわれは税金を拂つて、しかもいろいろ権利を與え、特権を與えておる。どうしますか。これは明らかに売国政策だ。無條件に彼らに提供するのはちつともかわりないじやないですか。少くともこういう審議にかけるならば、将来どういふことになつておると思ひます。またこういうことを尋ねましたら、こういう回答だといふくらいは言つてもいいと思ふ。(「軍の機密は一体どうしてわかる」と呼ぶ者あり) それはわれわれにとつて関係ない。

なにお再質問いたしますが、大体私が今聞いたように、どこに置いて、将来どんなふうに移動しますかというふうなことを、日本の郵政当局また日本政府は、これをお聞きになる腹がおりかどうか、あらためて聞きます。

○寺本政府委員 今田代委員のお尋ねのようなことは、われわれから考えれば少し常識を逸しておると思ふ。将来ともそういうことを聞く意思はございません。

○田代委員 ただいまの政府当局の御説明によりまして、また態度によりまして、いかに日本のわれわれが一つの郵政の面から見ても愚弄され、まづたつたアメリカのために一切を骨抜きにされ、無條件に提供しておるという点が現れております。なおこれは今後日本の国民に訴える必要があるものであります。答弁ができませんというところがはつきりいたしましたので、一応その点は打ち切ります。

この法案によりまして、向うに権利だけがあつて、しかも義務はあるのかないか書いてありませんが、向うは義務は負わなければならないのです。その点を御質問いたします。

○松井政府委員 義務とおつしやることは、もう少し具体的におつしやつていただけないでしようか。たとえばこれを置く必要とか、そういう意味でございましょうか。

○田代委員 もちろんそうであります。○松井政府委員 それは一般の問題であります。さしあたり軍事郵便局というところは、ただ軍の駐留に伴ひまして、その活動上必要だということであつて、自身の手において置かれるもので、こちらには何ら負担をかけるものではない、こういう形のものでございませう。

○田代委員 そうしますと、施設費とかあるいは維持費というふうなもの、これは日本は全然負担しないといふことになるのですか。

○松井政府委員 これはおそろく軍の駐留費一般の問題と同一に処理せらるべき問題だろうと思ひます。特に私どもの方でそのための施設費を負担するといふようなことはございせん。

○田代委員 私の方でと言われますけれども、結局これはアメリカの経費によつてまかなわれるものではないといふことを、そういう言葉で表現されたと思ふのですが、そのように理解していいですか。これは軍関係であらうと何であらうと、問題はわれわれ日本の納税者として、日本の税金、つまり日本の国の予算が、これの施設なりあるいは維持の方にまわるかどうかという問題なんです。

○松井政府委員 軍事郵便局を置きましても、われわれが郵政特別会計としてこれを負担すべきものは何もありません。

○田代委員 その点はわかつておるのですが、そうでない面なんです。つまり私が先ほどから繰返して言いますように、郵政の方からかりにこれを出すことがないといひまして、日本全体の国家予算から出るということになれば、そこに問題がある。私はその点をはつきりさしてもらいたいといふことを言つておるわけです。

○松井政府委員 その点になりますと、私ども郵政当局者としてはお答えする限りじやないと思ひますから、一般問題として適當な機会にお尋ね願ひたいと思ひます。

○田代委員 これは郵政当局としてお答えする性質のものではない、そういうばかげたことはないと思ふのです。これは明らかに日本の国の政治なんだ。それは局長なり次官なんかがすることはできないかも知れないけれども、國務大臣は當然やらなければならぬ。そういう非常識な答弁によつてごまかされることは、日本の国民をどういふ納得させることはできないと思ひます。

なにお質問しますが、大体ここで使われる従業員は日本人ですか、それともアメリカ人ですか。

○松井政府委員 私どもはその点はよくわかりませんが、おそろく向うは原則として向うの方でおやりになるだらうと思つておりますが、あるいは必要上日本人をお使いになるようなことが絶対にないといふことも、ここでは申し上げかねるものであります。

○田代委員 私は非常に言語道斷だと思ふのですが、日本人が使われるか、あるいはまたアメリカ人が使われるかというふうな問題は、日本の郵政事業としては実に大問題です。だからどうして郵政当局はこういう法案を出しになるのだ。提案されるという場合には、これは大体どうなりまして、日本人をお使いになりますか、お使いになりますか、お使いになるならば大体どういふ條件で、どういふ労働時間で、どういふ賃金でやられるかといふようなことを尋ねるのは當然だと思ふ。そういうことも全然聞かずに郵政事業を預かり、またこういう法案を出すといふのは大体どういふことですか。大体今後もしそういうことをお尋ねになる意図はないのですか。

○寺本政府委員 先ほどから田代君の御質問は、これは安全保障協定に基くものでありまして、われわれの郵政当局からこれを詳細にわけて答弁する限りでないと思ひます。またアメリカ人自身がやられるか、日本人を使うかどうかといふことを、今後われわれとしても立ち入つて向うに問いたす意図はございません。

○田代委員 大体これはいかに骨抜きになつておるかといふことは明らかなんです。それで、それは大事な点をもう一つお尋ねします。

この郵便法の中で、「第二十一條に基き、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用する」云々とあることになつておりますが、これを利用する範囲は、軍隊の構成員、軍属並びに家族だけに限りますか、それともこれ以外にもこういう特権を持つた郵便局を利用されることになるのですか、その点いかがです。

二

○松井政府委員 たいだいまのお尋ねでございますが、これははつきりとここに明文に掲げてございますように、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族「これにはつきりと限定されるべき性質のものでございまして、それ以外のものがこの郵便局を利用するということとは考えられないこととあります。」

○田代委員 そうしますとわれ／＼議員に政府から配付されましたラスクと岡崎國務大臣の議事録第二十一條によりますと、ラスク氏が「私は、通常海外で同様の特権を與えられてゐる合衆国の政府のその他の官吏及び職員が合衆国軍事郵便局を利用することに異議がないものと了解する。」これに對して岡崎氏は「異議がない。」と述べたといふのでありますが、私はこの意圖には明らかに今答弁されました。これらの軍隊の構成員、軍属並びに家族以外の政府またその他の官吏及び職員がこれを利用するといふことが非常に広い形で、このラスク・岡崎會議では話がつまづいておるようになっていますが、これは、從つて、ラスクと岡崎の會談なるものは、實際に適用される場合には効力があるかないかという点を御答弁願ひたいと思ひます。

○松井政府委員 私どもはわざ／＼こゝういふ法律を法案として国会に御審議をお願いしたのでありますから、この法案の條文に書いてある限度においてのみ、軍事郵便局の利用をお願いしたい、かように考えております。

○田代委員 そうしますとラスク・岡崎會議は無効ですか。それが非常に問題なんです。これをはつきりしていただきたいと思ひます。

○寺本政府委員 今の田代委員の御質問は、先ほど松井郵務局長が御答弁申し上げた通りに承知していただきたいと思つております。

○田代委員 そうするとこれは次官だから、大政治家ですから、この点は御答弁願ひたいと思つてゐるが、このラスク・岡崎會議が無効であるかどうか、今こゝにはつきり出ておりませんが、これは諸君みな御研究なさつたと思うのです。われ／＼も非常にこれは大事な問題だと思つてゐる。法案には家族までしか来てないけれども、會議では非常に幅が広がられてゐる。實際にこんな幅が広がられてゐるならば、條文にはつきり明記するなり、これに出さない限り、實際に適用する場合において非常に幅の広い形で出す。なお申しますと、こゝういふ形で出されますと、實際に家族以外にアメリカ人、外人がどん／＼來まして、どんなことでもしていいといふことになる。これはこゝういふ方面における完全なる治外法權といふことになる。なおただいま答弁がでなければ私は大臣の出席をお願いしまして、はつきり責任のある御回答をお願いすることにいたします。

○石原（登）委員 私はこの法律は、日本の安全をアメリカ軍に守つてもらふといふ以上當然の法律であつて、こゝういふやうな困難な中になか／＼うまうできた法律だ、かように考えております。それはどうしてかといひますと、これはよく考えればわかるのです。日本の帝國軍隊があるとき、日本の郵政事業がこの帝國軍隊の軍事行動に協力するといふ意味で、外地にまでも郵便局を設置したことは共產黨の諸

君も知つてゐるのであつて、これは通信の確保のないところには國防の安全がないことは當然であります。こゝういふ意味で私はこの法律は正しいと思ひます。ただ一、二点疑問がありますから、この点についてお尋ねいたします。

その第一点は、合衆国の軍隊の構成は日本と違ひまして、日本の場合は純粹な軍に従事する軍属あるいは軍隊でな戦争をいたしたとしても、その家族が戰場に出て行くとか、あるいはこゝういふやうな軍事基地に行くといふやうな事例はなかつたのでありますが、私どもが占領下六年間の経験から見ますと、アメリカの家族も一つの軍隊の構成要素として來てゐる。さういふになりますと、今日日本には各地にUSハウスがありまして、そこにいわゆる軍隊の家族が住まつておられて、こゝういふところの郵便は現在日本の郵便局で配達してゐる、こゝういふやうに了解してゐるのですが、占領行政が済んでしまつて、この法律案が實施されることになつた場合、こゝういふUSハウスに対するところの配達とかは、日本の郵便局でおやりになるのか、あるいはアメリカの軍事郵便局でやつて、日本の郵便局では一切おかまいしないといふやうなことになるのですか、これをこゝうと答弁していただきたい。

○松井政府委員 日本の郵便局で引受けたものは、もちろんUSハウスであつても何であつても全部日本が配達いたします。向うの間の相互の通信になりますと、これはそこまで配達されまじか、あるいはAPO自身で窓口交付ということになりますか、その点につ

いては私もどちらでなければならぬといふことは申し上げません。おそろく向うの便宜上、常識で考えればぼつ／＼とあるやうなところへわざわざ配達するといふことはしないのじやないかと考えられます。あるいはある程度までつづけておるところには配達が行われるかも知れません。

○石原（登）委員 この法律によりまして、配達しようが何にしようが、特例です。ただその場合向うが一通、二通配達するのはめんどうだといふので、日本の郵政当局にその配達を依頼される場合が起るのじやないかと考えられるわけでありまして、こゝういふことは予想されませんか。もし予想されるとすれば、その場合の料金のとりきめについてはこゝういふやうにお考えでありますか。

○松井政府委員 軍事郵便局に差出されたもので、軍隊の構成員、軍属並びにそれらの家族あてのもの配達事務だけを日本の郵便局がやるということには、向うからもその意思はございませぬし、私どもの方もこゝういふ業務をする意思はたいだいまのところ持つておりません。

○石原（登）委員 それでよくわかりました。そこで今度は一般的に出される、日本の郵便局に投函した郵便は、国内郵便だといふやうな観点に立つて処理される場合、たとい向うの軍人であつても、軍属であつても、家族であつても、当然日本人と同様の料金を拂つて配達するものだ、あるいは取扱われるものだ、こゝういふやうに今は了解したいのでありますが、その点はいかがでありますか。

○松井政府委員 たいだいまのお尋ねの通りでございます。日本の郵便局は日本人と同じ資格において利用するといふことが許されております。

○石原（登）委員 たいだいまの答弁ではつきりいたしました。そこで軍事郵便の取扱ひに關する限りは、たといアメリカの軍隊であつても、日本であつても、同一の立場によつて取扱われるわけで、決して治外法權ではない。ただ問題はアメリカの軍人に対して、昔の日本の戦時郵便局的なものを許容しようといふことにわれ／＼は了解いたしますので、この点は當然のことだ、かように私は考えます。

それから郵務局長にお尋ねいたしました。今郵務局長から私の質問に對して、將來も日本の郵便局でアメリカの軍事郵便を配達することはないだらう、こゝういふやうな御答弁があつたのですが、この條文をいかに檢討してみますと、どうもこゝういふことでは實際軍事郵便の運営ができないのじやないかと思ひます。と申しますのは、郵便といふものはしつとが何するのと違つて、施設あるいは区域の中だけで運用されるものではなくて、今のやうにUSハウスが日本全国至るところに点在してゐる限り、そこにずつと配達しなければ、郵便本来の使命は達成できない。この法文によりまして、とにかく軍事郵便局を合衆国の軍隊が使用するところの施設あるいは区域内に設置する。もちろんその区域内はけつ／＼ですが、そこで引受けた郵便を、たとえば北海道にやるとか、あるいは北海道の町のどこかに配達するとかいふ場合には、當然その施設の区域外に配達しなければならぬのであつて、ど

うもこの條文から見ても、区域外に對しては全然権限がないということになります。郵便は政府が管掌する限り、他の人がこれを配達する業務はできない、しかもこの條文によつてもそういうことを明らかにしてないということになります。当然区域以外のところを對する配達の業務は、日本政府に依存せざるを得ない、こういうことにならざるを得ないと思ふのですが、このところは非常に文句がどうかと思ひますけれども、二十一條の後段の方の解釈と同様に解釈していらつしやるか、このところをちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○松井政府委員 たいだいまお尋ねになりました点であります。もちろん日本国内に軍事郵便局は何箇所か設置されるのであります。その軍事郵便局相互間における郵便物の送達業務といふものは、これは当然合衆國側においてもみづからなす權利をこの法律によつて取得するわけであります。それ以外にわたつて配達されるかどうかという問題でございますが、これは從來そういうこともやつておりませんでしたし、今までも向うからそういう要望もございせん。もちろん私たちの方で配達業務を請負うということになりますれば、それ相當の對策の問題が起きて来ると思ひます。現在までに私どもが向う側の關係者とお話しておる限りにおきましては、こうした軍人、軍属あての郵便を引受けたものに対して、一々配達までやらせるという考えは向うも持つておりません。そういう意味からして私どもも、ことさら向うからの要望もないのに、そういう道を開く必要はないのではないかと考へて

おります。

○石原(登)委員 そうしますと、今まではむろん占領下でありますから、向うはいろいろなことをやつておりますが、その軍人の家族その他にあてた郵便はその部隊あてに来ており、その部隊の軍人が自分の家族に來たものだというので、それを持ち帰つて家族に渡す、こういうようなしきたりになつてゐるのですか。

○松井政府委員 私ども実は内部の配達の業務をそこまで詳細に承知いたしておりませんが、おそらくそういうような形で取扱われてゐるのではないかと思ひます。

○石原(登)委員 そういうことで、私は大いに満足なわけですが、私どもは若干の不満もあつたわけですが、どうもこの点、家族にまでというような印象がたつたのですが、今のようないふ取扱いになつておるといふことになりまして、これはいささかも正常な日本の郵便業務に對して制約を與えるものではない、何ら實害を與えるものではない、向うが受けた手紙を内部的に何するということだけの問題ですから、問題は非常に簡単だと考へております。しかしながら將來起ることは——きのうの新聞のよう、朝鮮の問題あたりがガタ／＼して來る場合、軍隊が朝鮮に渡つて戦線に出たとかいふような場合に、郵便の送達という点に非常に不都合が起つて來る。そして當然日本政府の郵政機關を利用するやうな事態も必ず起つて來ると思ひますし、その場合は當然これは軍事郵便の手を離れて、一般の郵便物として取扱はるべきものだと思ひますから、この点のことは十分留意されて、そういうような方向に取扱はれる

よう特に要望をいたしておきたいと思ひます。

○松井政府委員 軍事郵便局がこういう形で置かれまして、アメリカ側の關係者の方々が日本の郵便をお使いになることは何らさしつかえないのであります。もしも自分の宅まで特に配達を必要とするならば、日本の郵便局を利用してもらうてもいいのでございす。この軍事郵便局といふものは、向うの側において最小限必要なもの、そういう意味において、そこまで広くこれを広げて行く必要もないじやないか、かように考へております。

○尾関委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○尾関委員長 速記を始めてください。田代君。

○田代委員 郵政大臣に質問いたしました。先ほど來政府委員に對しまして、米軍關係の郵政局の設置とか、あるいはまたその維持等につきまして予算關係は、日本が非常に大きく負担しなければならぬということが大體わかつておるので、その内容はどうであるか、また將來どういふ方面へそういう局なんかを設置されるかという点について、政府當局はアメリカの方の意圖をおたきたきになつたことがあるか、そういうことを質問いたしましたところ、さういふことはわれ／＼はあづかり知らない、幾ら經費がかかるかどうかということも知らないといふやうな形で、ちつともわれ／＼の納得が行かないのであります。その点大臣は今後また現在アメリカに對して、どういふふうな郵政局を設置し、それをどこどこに置くかということ

や、またそれに日本人をかりに使うとすれば、その労働條件はどうしてくれるのだというやうな点をお聞きになつたことがあるかどうか。またそれをお聞きにならないとすれば、將來もそういうことをお聞きにならないかどうかという点をお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 事務當局から実情を御説明申し上げたと思ひますが、ただいまお尋ねになりましたやうな諸点は、郵政省の関知するところではないのであります。従ひまして、先ほど來事務當局が御説明した点を、私からも繰返して申し上げるだけでございます。

○田代委員 それに對する經費が幾らかかるというやうなことも、これは郵政省に關係がないとは私は考へられないのですが、それはどういふわけですか。

○大野説明員 先ほどお答え申し上げましたように、これはまづたく日本の郵便独占に對する例外を設けるという趣旨の法律でありまして、軍事用郵便の施設、經營その他全部は駐留軍の方でおやりになることで、こちらにはさういふ面では關係がございせん。従つて經費の負担云々というやうなことも、郵政會計には生じて参らぬわけでありす。

○田代委員 郵政關係には直接それが響いて参らなくても、先ほどから申し上げたやうに、日本の予算として非常に關係が深く、しかもそれは明らかに郵政省との關係があることはつきりいたしておりますので、直接郵政予算に關係がないとしても、少くとも國民の政府なんですから、これが大體どういふふうになつてゐるか、またど

ういふふうな予算の關係がなるかというところについては、お聞きになるのが普通だろうと思ふ。またそれは當然聞くべきだと思ふ。

○佐藤國務大臣 たいだいまのお尋ねの点は、多分に田代委員の御意見のやうに伺ひますが、私どももいたしましては、郵政省に直接關係があるものにつきましては十分検討いたしますが、それに直接關係のない部分は、他の部門にまかしてあるわけでありす。

○田代委員 はなはだ不満ですが、もう一つかんじんな点を質問いたしたいのですが、先ほど來これは全然御答弁がないのですが、一日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第二十一條に基き、合衆國軍隊の構成員及び軍属並びにその家族の利用する」となつておりました、この提案されました法律案では、條文が家族まで切つてあります。また政府當局の先ほどの答弁でも、これより以上には決して範圍は広げられないものであるということでありましたけれども、私たち議員にまわりました岡崎・ラスク會議の議事録の第二十一條によりまして、ラスク氏が「私は、通常海外で同様の特權を與えられてゐる合衆國の政府のその他の官吏及び職員が合衆國軍事郵便局を利用することに異議がないものと了解する。」と述べたのに対して、岡崎氏は「異議がない。」と述べたといふことになつておるのであります。私たちの常識的な理解からいいますと、このラスク・岡崎會談といふものは單なる雜談をやつたりなんかしたものではなく、はつきりした條文と同じやうな内容を持つた効力があるといふやうに理解しておるのですが、

の飯も食つた。當時従業員、それから職員諸君、ことに幹部におかれましては、この増額についてはいづいぶん苦勞した歴史がある。われ／＼のときはわずか三万円に引上げたいというのを、閣議の反對にあつて、當時の大臣は悲憤慷慨して焼つて來た。私は政務次官であつたが、閣議に飛び込んで二万五千元にしたという経験は、今の保險局長も御承知の通り、この問題はその後における物価その他の經濟情勢に勘案して、今の狀態では斷じて不適當である、ということとは天下の輿論であります。郵政省の職員のみならず、一般大家においても、そのことは非常に期待した点なんです。こういう法案が、わずかに五万円を八万円に上げる、それでも決しかねるというのなら、この郵政委員會は無力だといわれても、私ははなはだ遺憾ではあるが、そういうそりを免れないと思う。委員長におかれましては、當委員會の權威のために、即刻この審議を進められて、結論に到達されんことを私は希望いたします。

○尾関委員長 権熊委員の御意見ごもつともであります。質疑は終了したわけではございませんけれども、案件そのものに關していろいろ議論もあるようでありまして、今日に至りましたが、至急本委員會においても結末をつきたいと考えております。

○石原(登)委員 私近時非常に意外な陳情を各地で受けてまして、はなはだ遺憾に考えておるわけですが、それに關連いたしまして、私は郵政当局に警告を発したいと思ひます。と申しますのは、最近簡易保險の運用權の問題に關しまして、私どもの予想に反しまし

て、あらゆる方面から、これが郵政省において運営されることについて非常に猛烈な反対の陳情を、ひんびんと受けるのであります。この問題については、申すまでもなく衆参両院において、これは郵政省で運営すべきだということを決議いたしました。この決議はもろもろ国民の決議でございます。全然異論はないはずでございます。しかるに最近そういうような国民一致の要請を無視するような陳情が、各方面から来ておるといふことは、こういうような事態に對するところの国民に對する認識について、郵政省の熱意が足りない、あるいは手落ちがあらうかと私どもは一応考へざるを得ないわけでございます。これはきわめて遺憾なことでございますから、この点については十分御留意を願ひたい。そこでこれに關連して、私は委員長に特に要請したいと思ひますが、こういうふうな委員会の意思あるいは国会の意思、言いかえすと国民の意思とはまったく反対の陳情あるいは諸願が出て来るという事は、どうもおかしいと考えますので、そういうような反対の陳情をしていられる人たちが、真にそのような認識に立つておられるのかどうか。もしそういうような認識に立つていらつしやらないのであれば、われわれ国会としても、あるいはまた政府としても、親切にその本質を納得させることの義務があると考えますので、これは私はだれということをお願い上げませんが、委員長において次回の委員会には、適當にこういう人をお呼び出し願つて、それで真にそういうふうな思い込んでおられるのか、あるいは何らかの誤解で、そういうふうな

陳情をしていられるのであるか、この点を十分に探究していただきたい、かようなことを私は特に要請をいたしたいと思ひます。もう一つは、簡易保険の運用権の問題について、政府は大体どのような方法をもつて、この保険の運用権が郵政省に帰らなければならないのだという正しい意見を周知宣伝しておられるか、この点について郵政大臣の答弁をお聞きしたいと思ひます。次に私の提案に對して、委員長の御答弁を求めたい。かように考えております。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

○佐藤國務大臣 ひとり運用権の問題ばかりでなく、すべての問題であります。国会は最高の権威でありますので、国会の御意向というものが決議等になつておりますものにつきまして、私どもは当然その趣旨を体して、所要の手続を完了する、これが私どもの責務である、かように実は考へておる次第であります。ただいまの運用権の問題につきましては、すでに衆参両院におきまして、委員会等において決議もいたされておるのであります。早く研究いたしておるような次第でございます。

確かめたい。もし痛感しているのなら、そのあやまちを指摘したい。もしそうでないならば、われ／＼が国会で審議して得られたところの正しい結論を、十分にお教えして上げたい、かように考えますがゆえに、どうしても呼んで、国民に新たに認識していただきたい、こういう趣旨でありますから、ぜひ近い機会に、本委員会にそういう機会をつくつてもらいたい。これはただ単に本委員会の権威だけではないに、国民に本問題に対するところの正しい認識を得せしめるために、また国会の権威のために、非常に重要な問題であることは認識いたしますがゆえに、こういうように国民の輿論が、国会でなしに、他の面からの一つの動きによつて、誤つた方向に持つて行かれるような危険のないように、これは十分に委員長もお考えになつて、委員会運営の方法について御研究を願いたい。こういうことを申し上げて、特にこの問題の取扱ひについて、一段と熱心に御研究願ひたいと思ひます。

○尾関委員長 拜聴しておきます。
○山本(猛)委員 この際大臣もおいででございますから、簡易保険法の一部を改正する法律案について二、三お尋ねいたしたい。政府の原案は、最高額を八万円におきめられたのでございしますが、どこにその根拠があるか。昭和二十年現在を見ても、簡易保険の最高額は二万円であつた。その当時の物価指数から見ますと、今日は百二倍以上になつてゐる。しからば昭和二十年に二万円でありまして、物品は今日百二倍以上になつてゐるのでありますから、これは二十万円でもいいと思ふのでありますが、この点政府はどう

いうところ根拠を置いて、最高額八万円というふうにおきめになつたか、これをひとつ御説明願ひたい。

○佐藤國務大臣 この点は今までも委員会で、政府がしばしば御説明を申し上げたのであります。ただいま問題になりまして簡易保険の最高額は、いろいろの條件等を勘案いたしまして決定しなければならぬように思ふのであります。ただ単に物価の点だけでも、実は決しかならないのであります。物価の点、もう一つは民間保険に及ぼす影響、さらにまた保険事業の実態、これらの点から結論を出さざるを得ないのであります。それらの諸点を勘案いたしまして結果、八万円が適当な決定をいたしました次第であります。物価の点はただいま言われまうとく、倍率等から見ますれば、相当の金額まで引上げてしまふべきだと思ひます。しかし民間保険の現状は非常に苦しい状況にあるやに見受けるのであります。ことに最近の保険の実態が、無審査保険の方向に重点が置かれておるやに考えられるのであります。七万円をちよつと越した程度に資料では相なつておられますので、私ども民間保険の会社自身というものについて特別な関心を持つわけではなく、民間の保険業者が集めます民間資金といふもの、この資金の使ひ方等に特に重点を置いて考えますと、民間保険は民間保険として十分民間資金を吸収し得るやうにせむといたさなければ、国の経済としてはバランスのとれたものにならないうので、こういうことを実は考える次第であります。それらの

点を勘案いたしまして、この際特に民間保険に對して圧迫を與えるというところは、国の経済活動の面から見て必ずしも當を得たものではないと考へまして、この点で八万円というようにいたしましたわけでありまして、この民間保険に影響を與えないという観点から考へますれば、現状のままですえ置いたならばどうか、こういう御意見もあろうかと思ひますが、この点は簡易保険の実態から見まして、やはりこれを引上げてざるを得ない。また一般の利用者等の要望にも沿ふなければならぬ。かような観点でただいま申し上げるやうな八万円が適当なりというやうな結論に到達いたしました次第であります。

○山本(猛)委員 民間業の無審査の平均額が七万円というお説であります。その数字は郵政大臣のお考へ違ひではないかと思ひます。われ／＼は十二、三万と聞いておる。その点はよろしいのでありますが、それでは民間保険業を助けるために、簡易保険を利用する人たちが犠牲になつてもよろしいというふうにお考へになつておきめになつたかのようにも聞えますけれども、いろいろ／＼なことを勘案しておつしやるとございしますが、簡易保険の性質というものは、これは民営に對する官営であるとか、あるいは民衆に對する官業であるとかいふたやうな性質のものではなく、簡易保険の性格といふのは、これは社会保障制度の一環を行くものであるとわれ／＼は考へておりますが、大臣はどうお考へになつておりますか。そうしてどうしやるのであつたか、勘案してどうしやるのであつたか、もしわれ／＼の考へますやうに、簡易保険といふものが零細な経

済生活をする人たちのための、民心の安定のために設けられる社会保障制度の一環を行くものであるという性格が認められるならば、零細な経済生活を営む人たちが、もし子供を残してその主人がなくなつて行つた。その子孫がその子供をかかえて、子供の母親がその子供をかかえて、何箇月その子供をかかえて生きて行けるかというところに焦点があると思ふのですが、その八万円ではたしてそういうことができるかどうか、この点をお尋ねしておきたい。

○佐藤國務大臣 簡易保険は、御承知のやうに社会保障の性格を多分に持つておるものであります。また民間の無審査保険も、同様なものを持つておると思ひます。この意味において、社会保障的な性格を持つてならば、それだけの目的を達成するやうな制度を設けると言われることも一応りつばな御議論だと思ひますが、ただいまの国の経済状況なり、また金融状況等から勘案しますと、この制度の使命だけを貫くというわけに行きかねる点はあると思ひます。御了承がいただけるのではないかと申します。これは官営といは民、同様であります。その資金は、ただ社会保障的な性格を持つだけでかき集められるわけのものでもない。同時にそれは有用な経済活動に資するやうにいろいろ／＼使われるわけでありまして、そういたしました資金と、民間資金として蓄積されるものととの間におきましては、金融的格もそれ／＼違ふのであります。これらの点を勘案することも、政治の総合的な結論から見まして、当然なことだ

と思ふのであります。

○山本(猛)委員 私の考へておるのは、その八万円が子供をかかえて夫に死にわかれた場合にお葬式を済ませて、何箇月生きて行けるかといつたやうなことが、勘案される中に入られなかつたかどうか、こういうことでもあります。

○佐藤國務大臣 ただいま申し上げましたやうに社会保障制度といつた使命、ただこれだけが社会保障制度の目的を達するものではないやうに、一つのものだけに限定するわけに行かないと思ひます。従ひましてそれらが持つ影響を勘案して、総合的な結論を出すより方法はないのであります。従ひまして非常に簡単なお尋ねで、これだけで十分の処置ができるかと言われまうならば、それは不十分だといふことははつきりおわかりだと思ひます。私も同様であります。

○山本(猛)委員 それではいづれかの機会に、これが正式の議題になりました場合には、これを正式の議題にいたしました。私が政府原案では不十分であると思ひますから、さらにお尋ねすることをおしやる、きようはこれでお尋ねしておきますが、これで打切つたわけではございせん、さう御了承を願ひます。

○尾関委員長 本日はこれにて散會いたします。次会は明二十三日午後一時より開會いたします。

午後零時三十分散會

【参照】
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 所